

令和2年3月13日

小学校給食実施校 保護者様

横浜市長



横浜市学校給食費徴収額変更通知書

平成31年度（令和元年度）の学校給食費について、次のとおり徴収額を変更しますのでお知らせします。

1 変更内容について

年間の給食費から臨時休校日数相当分の給食費を減額します。

請求月	月額給食費 区分	変更前月額給食費	変更後月額給食費 (お支払予定額)	減額する給食費 (臨時休校日数相当分)
3月期	牛乳あり	4,600円	1,615円	2,985円
	牛乳なし	3,800円	1,335円	2,465円
	飲料のみ	890円	313円	577円

2 学校給食費について

- ・学校給食費は、年額50,600円を5月期から3月期の11回（各月期4,600円）でお支払いいただいております。各月の給食提供回数に関わらず、定額となっております。
- ・月額給食費には、3月の給食提供分に加え、平成31年4月～2月にすでに提供させていただいた給食分の一部の給食費も含まれています。
- ・今回の3月期の給食費の減額については、変更前月額給食費から臨時休校に伴う給食中止相当分（上表の「減額する給食費」）を差し引いた給食費を請求させていただきます。
- ・学校独自に実施している給食等、学校ごとに給食実施日が異なることがありますが、給食費の計算に関しては全校一律の基準献立日から算出しています。

3 年度途中で市外から転入している場合など1年間を通じて給食を食べていない場合について

- ・年間の喫食回数が異なるため、3月に喫食した回数に応じて徴収するため、上表の給食費とは異なります。
- ・長期欠席による減額連絡票の提出がある場合には、別途「学校給食費徴収額変更通知書」をお渡しします。

※今回の減額については、全校一斉臨時休校に伴う特別な措置です。

担当課

教育委員会事務局健康教育課

電話 045-671-3696

4159